

# 福山港コンテナ物流トライアル事業実施要領

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年 10 月 9 日改訂

広島県東部港湾振興協会

## 1 趣旨（第 1 条関係）

福山港の利用促進に向けてより効果的なポートセールス活動を実施するため、福山港を利用したトライアル輸送の実施とデータ提供・効果検証等に協力してくれる荷主企業や物流事業者に対する支援を行い、福山港を利用した新たな物流モデルとその効果の具体事例を収集する。

## 2 対象事業（第 2 条関係）

以下の①～③の要件を全て満たす事業（※1）であること。

（※1）事業単位は取扱貨物とし、貨物の品目が異なれば同一事業者から複数の事業を応募することは可能です。

①福山港を利用した新たな物流ルートであること

～他港から福山港へのシフトや福山港を利用した新規輸出入が対象（※2）です。

（※2）内貨は対象外です。

②国際海上コンテナ貨物であること

～コンテナ船等による輸送が対象（※3）です。

（※3）バルク貨物やシャーシ貨物は対象外です。

③福山港の利用により物流面の改善効果・機能向上（コスト・リードタイムの削減、環境負荷軽減、BCP 対応等）が見込まれること

## 3 支援内容（第 4 条関係）

トライアル輸送に係る費用を 1 事業あたり最大 100 万円まで支援。（※4）

（※4）費用の支援にあたっては、トライアル終了後に費用が確認できる根拠資料等を提出していただきます。

○追加募集事業数は 1 事業を予定（※5）

（※5）基本的に一社一事業とする。

○支援対象となるトライアル輸送回数は 1 事業あたり 3 回まで

○支援対象費用はトライアル輸送の実施に必要な不可欠と判断できる費用（※6）

（※6）それぞれ消費税を含みます。

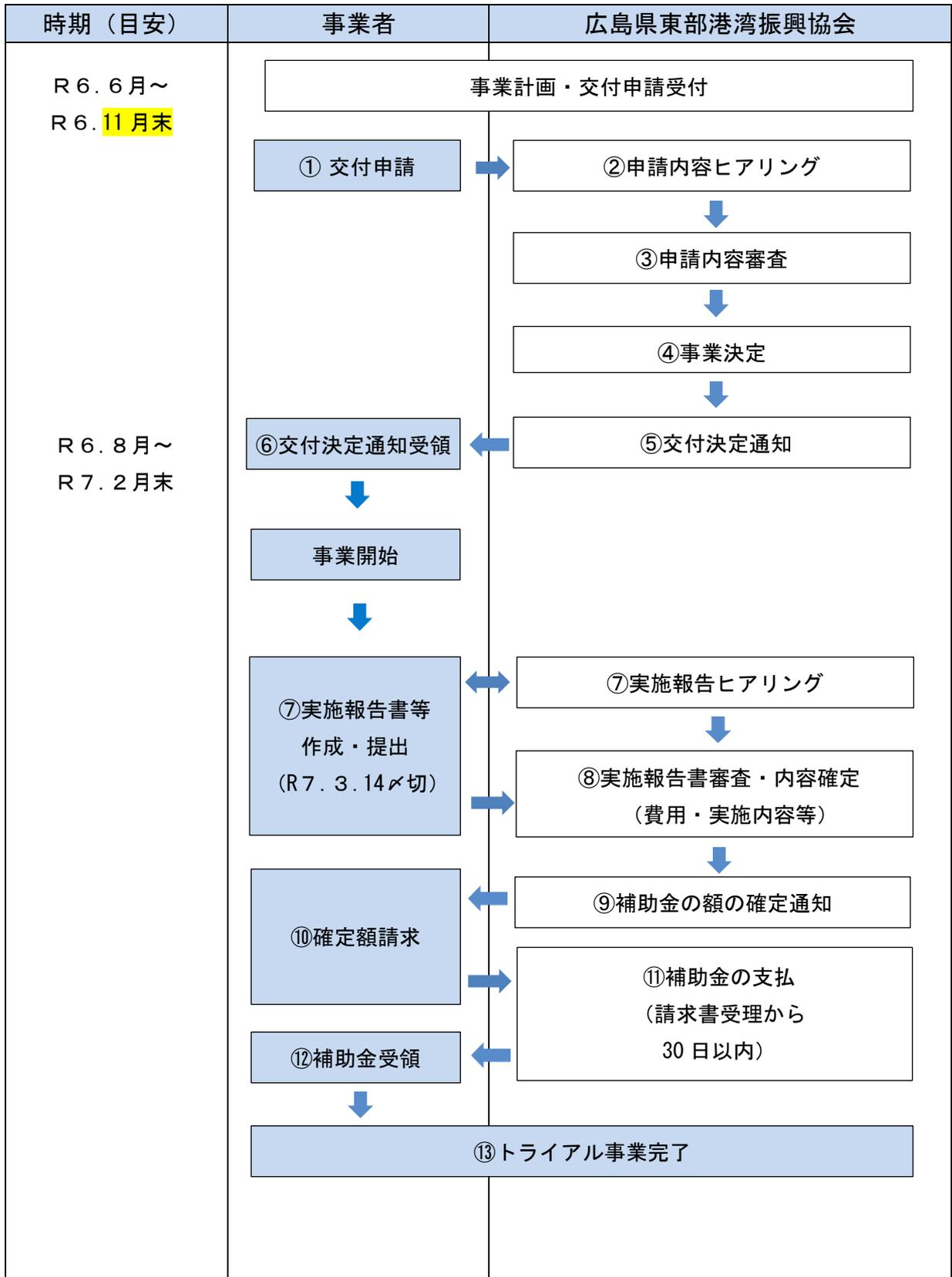
### 【対象費用例】

海上運賃、国内輸送費、輸出入に係る諸手続き費用、通関等諸費用、荷役費用、保管費用、現地調査経費（運賃・宿泊費等）（※7）など

（※7）回数は 1 回、2 名分まで、合計額の上限は 10 万円とします。

\*対象経費について疑義がある場合は事前にご相談ください。

4 事業の流れ（第5条～第14条関係）



## 5 申請要件（第2条、第3条関係）

### ①対象事業者

「荷主」又は「物流事業者」。(※8)

(※8) 連名での申請も可能です。

### ②対象事業

以下の3つの要件を全て満たす事業であること。

ア 福山港を利用した新たな物流ルートであること

イ 国際海上コンテナ貨物であること

ウ 福山港の利用により物流面の改善効果・機能向上（コスト・リードタイムの削減、環境負荷軽減、BCP対応等）が見込まれること

### ③対象期間

令和6年8月1日～令和7年2月28日の間に実施されるトライアル輸送

### ④事業者への協力等

事業者については以下の協力等をお願いします。

ア 事業者が持つトライアル輸送関連情報（コスト、リードタイム、輸送実績等）の提供

イ トライアル輸送に係るヒアリング調査への協力

ウ トライアル輸送による効果検証への協力

エ トライアル輸送結果をポートセールス活動で活用（福山港利用事例として資料へ掲載など）することへの同意

\*本事業で収集した情報は本事業の趣旨以外の目的では使用しません。

### ⑤その他

「福山港 輸出・輸入コンテナ補助制度」との併用はできません。

## 6 事業計画・交付（第5条関係）

○申請に当たっては、補助金交付申請書と関係書類（トライアル事業計画書・誓約書）を提出してください。

\*提出書類の様式は「広島のみなと」（<https://www.hiroshima-minato.jp/>）からダウンロードできます。

○申請書類の受付期限は令和6年11月29日(※9)までとします。

(※9) 申請状況によっては期限を延長することもあります。

予算上限に達した時点で受付終了とします。

○申請書類の提出に当たっては、ヒアリングを実施し、トライアル輸送の内容について確認を行います。

7 事業選定の考え方（第4条、第6条関係）

次の評価項目についてそれぞれ評価を行います。申請数が多数で予算額を超過する場合、総合的に評価が高い事業から選定します。

事業選定に係る情報は非公開とします。選定結果に係るお問合せ等については回答できませんので、予めご了承ください。

【評価項目】

①取扱量

～福山港を利用したトライアルルートにおける取扱量（見込み）や将来的な取扱量の伸びなどを考慮し、取扱量が多い事業を優位に評価します。

②継続性

～トライアル輸送後も継続して福山港を利用する確実性が高い事業を優位に評価します。

8 交付決定（第6条関係）

事業審査により選定された事業については、事業決定の旨を書面により代表事業者宛に通知します。

9 実施報告書の提出（第11条関係）

○トライアル輸送実施後、実施報告書（実施結果：輸送ルート、リードタイム、コスト等）を提出していただきます。

○実施報告書の提出に当たっては、実施計画に関するヒアリングを実施し、実施報告書の内容確認、精査を行います。

10 補助金の請求・支払（第12条～第14条関係）

○補助金の額について、内容確認・確定を行うため、実施報告書と併せて経費を確認できる根拠資料等をしていただきます。

○補助金については、額の確定後、請求書の受領から概ね1か月以内にお支払いします。

11 問合せ先

広島県東部港湾振興協会事務局

（広島県土木建築局港湾振興課ポートセールス担当）

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

TEL : 082-513-4033

E-mail:dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp